

記載要領等**教育資金管理契約に関する異動申告書****《使用目的等》**

この申告書は、教育資金非課税申告書（教育資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下同じです。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があった場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出してください。

- 1 教育資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1条第5項に規定する個人番号（《記載要領等》1(2)及び3において「個人番号」といいます。）の変更をした場合
- 2 教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下「移管前の営業所等」といいます。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（《記載要領等》3において「移管先の営業所等」といいます。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合

《記載要領等》

1 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の

- (1) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載してください。
- (2) 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は《使用目的等》2の場合に該当する場合に、個人番号を記載してください。

なお、《使用目的等》1の場合（個人番号の変更をした場合を除きます。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記してください。

- 2 「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。
- 4 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載してください。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載してください。